

## 2 監査委員の意見

審査の結果は、次のとおりである。

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算計数については、関係諸帳票をはじめ関係書類並びに指定金融機関の現金出納月計総括表及び預金明細表と合致し、正確であることを確認した。

また、予算の執行、収入・支出事務及び財産の管理等に係る事務については、後述の意見のとおり一部に留意改善を要する事項が見受けられたため改善努力を求めたものはあったが、議会の議決の趣旨に沿って総じて適正に処理されているものと認められた。

### 審査意見

#### ア 財政健全化の推進について

歳入については、国の地方財政対策により地方交付税は増加したものの、長引く景気低迷から個人所得が伸び悩んでいる影響により個人県民税や自動車税等の県税が大幅に減少するなど、依然として財源の確保は困難となっている。

一方、歳出については、職員数の削減や給与カット、公共投資の縮減・重点化をはじめ、あらゆる歳出削減策に努めてはいるものの、医療・福祉関係経費が増嵩し、経済・雇用対策を始めとするさまざまな行政需要にも応えていく必要があり、加えて多額の将来負担額を抱える保有土地対策に今後20年をかけて取り組むこととしたところである。

更に、東日本大震災からの復旧・復興対策には相当の費用が見込まれるとともに、原発事故の影響により今年度以降の県税収入が不透明な状況であることから、これまで以上に厳しい財政運営を行っていくことが必要とされている。

こうした財政状況を克服するために、「第5次茨城県行財政改革大綱」及び「茨城県財政集中改革プラン」の基本方針に沿って、引き続き徹底した事務事業の見直しによる歳出の削減やあらゆる財源確保対策に総力を挙げて取り組むとともに、震災に関連する国庫支出金や賠償金等財源の確保に努めるなど持続可能で健全な財政構造の確立に努められたい。

なお、一般会計における平成22年度末県債現在高は1兆9,360億19百万円で、前年度に比べて981億45百万円増加している。このうち、公共投資に充てるための県債の新規発行額については、平成11年度以降公共事業の縮減・重点化に努め発行を大きく抑制してきたことから、その残高については平成18年度をピークに減少に転じその取り組みの成果をあげてきてはいるが、三位一体改革に始まる

国の方針により地方交付税の代替財源である臨時財政対策債など特例的県債を大幅に発行せざるを得ない状況となっており、全体の残高は年々増加している。これらの特例的県債はその元利償還金のほとんどが地方交付税の基準財政需要額に算入することとされているもの、県の債務であることに相違はないことから、将来の世代に過大な負担を残さないためにも、プライマリーバランスの黒字化など財政の健全化を図り、県債の新規発行の抑制に努められたい。

#### イ 収入未済額の縮減及び不納欠損処分について

一般会計における収入未済額は、前年度に比べて71百万円増加し、167億40百万円となっており、主なものは、県税の153億81百万円である。

県税の確保については、滞納整理として、給与差押やタイヤロック方式などを行っているほか、納税機会拡大の取り組みとしてコンビニ納税や電子納付などを行っているが、中でもコンビニ納付は、夜間などの時間外納付ができることなどから自動車税の納付率が前年度に比べ3.7ポイント、4万3千件増加し新規滞納額発生抑制に大きな効果となって表れ、その結果、自動車税の収入未済額が減少し、徴収率も上昇するなど一定の成果を挙げている。

しかしながら、個人県民税については前年度に比べて5億53百万円増加し、103億47百万円となっており、これが県税全体の徴収率や収入未済額にも影響し、前年度に引き続き悪化する要因となっていることから、賦課・徴収を行っている市町村の徴税力強化が必要となっている。このため、県と市町村との連携をより一層強化するなど、市町村の徴税力向上に努められたい。

なお、税負担の公平と財源確保の観点から、他の税目の滞納者に対しても財産調査を徹底し、差し押さえやその財産の公売を適切に実施するなど滞納処分の強化に努め、収入未済額の圧縮に努められたい。

また、県税以外の収入のうち県営住宅使用料の収入未済額は、滞納者への納入指導強化、高額滞納者への法的措置及び退去した滞納者への債権回収会社を活用した納入指導を実施しているものの、前年度に比べて18百万円増加し、3億78百万円となっている。このため、収入未済額の圧縮に向けて引き続き適正かつ徹底した管理を行い、収入未済額の縮減と新たな発生防止に努められたい。

特別会計における収入未済額は、前年度に比べて3億9百万円増加し、38億5百万円となっている。主なものは、中小企業事業資金の高度化資金貸付金償還金等で、滞納者に対する継続した巡回指導に加えて、分割納入指導や中小企業診断士等の専門家派遣による経営再建支援などのきめ細やかな指導を実施しているものの、前年度と比べて3億7百万円増加し31億39百万円となっている。このため、継続した経営指導に加えて、再建が困難な滞納者に対しては法的整理など個々の対策を

講じることにより収入未済額の縮減を図るほか、貸付先の経営動向の把握や適切な助言・指導を行い新規発生の防止に努められたい。

一般会計における不納欠損額は12億96百万円となっており、主なものは県税の9億81百万円であるが、税外収入の中には、適切な債権管理が行われなかったことにより時効が成立し、県の収入に影響が生じたものもあったことから、債権管理に当たっては、安易な取り組みによる時効等債権の消滅や放棄などの不納欠損に至らないよう適切に対応されたい。

なお、やむを得ず不納欠損処分を行う場合は、滞納者の資力調査等の徹底を図るなど、負担の公平性・公正性の確保に努められたい。

#### ウ 財産の管理・処分について

県有財産のうち分譲を目的とした土地は、工業用地等として725ha、住宅・業務用地等としてつくばエクスプレス沿線で210ha、阿見吉原土地区画整理事業で29haなど、大量の未処分用地を所有している。本県では陸・海・空の広域交通ネットワーク整備が着々と進展しており、全国に先駆けて実施した優遇税制や工業用水の減額など各種優遇制度を用意していることから、誘致活動においては、本県の立地優位性などを積極的にPRするとともに、工業団地以外の土地については新設した「土地販売推進本部」における土地販売の専門知識やノウハウを最大限に活用し早期の土地処分に努められたい。

なお、県や公社等が保有している土地に係る県の将来負担見込額を計画的に解消するために決定した保有土地対策については、巨額の県費が投入されていることを十分に認識し、これ以上の県民負担が発生しないよう着実な実行に努められたい。

その他の土地については、旧畜産試験場敷地など未利用地71haのほか、県立高等学校の再編に伴い新たに未利用地となることが見込まれる用地があるが、これら未利用地の中には大規模な貸付けを行っている事例も出てきていることから、新たな利用方法なども取り入れながら、これらの土地の有効活用や売却処分を推進し、適切な財産管理に努められたい。

#### エ 県の出資団体等の経営改善について

出資団体等については、県民のニーズに真に適合しているか、県民福祉の増進に寄与しているか、効率的な経営が行われているかなど団体の在り方や運営について十分な検討を行うとともに、平成25年11月30日までにを行うこととされている新たな公益法人制度への移行を踏まえ、円滑に移行できるよう適切な対応に努められたい。

なお、県土地開発公社及び県開発公社については、多額の財政支援策が講じられているところから、今後とも県民に対して経営や県の支援について十分な説明責任を果たしていくとともに、経営改善を図るためのあらゆる方策を講じて「改革工程表」に基づき保有土地の計画的処分を進めるよう指導願いたい。

#### オ 事務事業の執行について

定期監査の結果、許可事務の処理に遅延があった事例や、債権管理が適切に行われていなかった事例、県発注の工事で業者間に不適切な行為があった事例など、事務の執行に関して不適切な事務処理が見受けられたため、改善措置を講ずるよう求めてきたところである。

事務事業の執行に当たっては、県民福祉の向上を達成するために、今後とも、法令等に従った適正かつ正確な財務事務の執行や経費の削減を図るとともに、最少の経費で最大の効果が得られるよう、常に経済性・効率性・有効性を念頭においた事務処理に努められたい。

#### カ 入札談合等関与行為について

県の一部の機関が発注した工事の入札において、公正取引委員会から「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の規定に違反する行為を行っていたとして事業者に対し排除措置命令及び課徴金納付命令がなされ、併せて県知事に対し県の職員による入札談合関与行為が認められたとして「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に基づく改善措置要求がなされたことは、県民の信頼を著しく失墜する行為であり大変遺憾である。

今後再びこのような事態が生じないよう、入札談合の原因を調査しその対策を講ずるとともに、再発防止に向けたコンプライアンスの徹底に努められたい。また、県においては入札・契約制度の改善など事務事業の更なる適正執行の取り組みを行い、一日でも早く県民の信頼を回復できるよう努められたい。

平成23年9月12日

茨城県知事 橋本 昌 殿

茨城県監査委員 鶴岡 正彦

同 藤島 正孝

同 小沼 均

同 齋藤 良彦